報告書発刊に寄せて

今回の無らい県運動の検証は、2008（平成20）年7月、私が知事に就任後、初めて国立病療養所菊池恵楓園を訪問したときに、入所者自治会から「県が無らい県運動にどう関わったのか検証をしてほしい」との要望を受けたことに始まりました。

私は県の責務として、再発防止のためには正確に記録を残すことが大事であると考え、県として検証を行うことを自治会の皆様にお約束しました。その後、2011（平成23）年1月に熊本県「無らい県運動」検証委員会を設置し、計8回の委員会での検討を経て、今般、この報告書をとりまとめていただきました。

本県には、全国に14カ所あるハンセン病療養所の中で、入所者数が一番多い菊池恵楓園があります。また、国がハンセン病予防策をとらなかった時期に、ハンナ・リデル氏、ジャン・マリー・コール氏が療養施設を熊本の地に設置した歴史があり、さらに、「国家賠償請求訴訟熊本地裁判決」や「ホテル宿泊拒否事件」など、ハンセン病の歴史を語る上で欠かせないさまざまな出来事を経験してきました。

このようにハンセン病問題と関わりの深い本県において、無らい県運動を詳細に検証できたことは、大きな意義があります。

報告書では、新しい資料や視点に基づき、入所者や関係者等から丁寧な聞き取りを行った結果、戦前から戦後にかけて、本県行政による無らい県運動への関与が深く掘り下げられています。

国の政策に沿ったものとはいえ、本県行政が強制隔離、収容に積極的に関与したことは、決してその責任を免れ得るものではありません。

今回の報告書は、二度と同じ過ちを繰り返さないために、県がハンセン病問題の歴史にしっかりと向き合い、行動するようにとの戒めであり、提言であると重く受け止めています。

今後は、本報告書を積極的に活用し、関係機関とも連携を図りながら、ハンセン病に対する正しい理解をさらに深めていくよう啓発活動に努めて参ります。

最後に、この報告書の作成に当たり、御尽力をいただきました委員、協力員の皆様をはじめ、御協力いただきましたハンセン病回復者の方々、関係者の方々に深くお礼を申し上げます。

2014（平成26）年10月

熊本県知事　蒲島郁夫

熊本県「無らい県運動」検証報告書編纂に寄せて

2008（平成 20）年 7 月 3 日、熊本県知事選で初当選された蒲島郁夫知事は菊池恵楓園を訪問され、納骨堂に献花された後、やすらぎ総合会館において入所者自治会と懇談の機会を持たれました。

懇談の中で、「大阪、京都、鳥取の各県では療養所所在県ではないにもかかわらず、無らい県運動の検証報告書が出ております。熊本県には回春病院、待労院といった外国人宣教師によるハンセン病患者救済施設がつくられ、そのことが端緒となり漸くわが国のハンセン病患者救済へと舵が切られたかに思われましたが、真の救済にはほど遠く患者とその家族は、社会的な差別に曝される結果を招きました。本県においては、本妙寺事件、菊池事件、黒髪校事件、ホテル宿泊拒否事件と忌まわしい事件が発生しており、このような事件の検証をしっかりしておかないと、ハンセン病のみならず幾多の疾病に対して、社会内においての差別を助長しかねないと危惧しております。蒲島知事さんは、ハーバード大学大学院修了、東京大学大学院教授という、私たちにとりましては雲の上の存在でございます。私どもの意をお汲みいただき、検証のほどよろしくお願いします」と申し上げました。

このことに知事は応えて、「私は学者をやっておりました。検証をしっかりやらないと再発防止にはなりません。皆さんの要望に応えて行きたいと思います」とおっしゃいました。

以上のようなやりとりから、この知事なら本気で取り組んでいただけるのではないかと確信を持ちました。しかしながら、当初いただいた素案は予算措置も不十分で、検証にはほど遠いものでした。

無らい県運動には、行政のみならず市民までもが運動を担ったという、悍ましさが存在したのです。そこで、そのことを詳らかにしていくに、行政、医界、宗教、警察権力、マスメディア等が民衆を無らい県運動に駆り立てた論理を検証するための委員を選定することになりました。検証委員および協力員は、それぞれに社会的に重要な職務にある方で編成されました。

第一章「戦前編」では宮崎松記氏の所長就任と九州 MTL の活動が執筆されております。

無らい県運動になぜ MTL が中心的な位置を占めたのか、不思議に思っておりました。宮崎松記氏は、白川教会の名誉会員であったことを講話に行った折に知りました。宮崎松記所長の着任と九州 MTL の登場が重っている事実を知り、闇の扉の内側に一歩入れたように思います。

第二章「戦後編」では、戦後の「第二次無らい県運動」が多角的に取り上げられています。1948（昭和 23）年 3 月、私は菊池恵楓園に入所しました。九州大学皮膚科教授は、その時すでに学会においてプロミンの治験の結果が報告されて、画期的な治療効果があることを知っておりました。そのことを知りながら、優生保護法にハンセン条項を加えたことは、国際的にも法治国家として恥ずべき行為であって、医と国会の負うべき責務を指摘し

ておかねばなりません。戦後の「無らい県運動」の帰結は、菊池恵楓園の一千床増床と菊池医療刑務支所の併設であります。

報告書では数多くの勧奨と強制入所による被害の実態が明らかにされています。無らい県運動で被った被害は、家族と親族にも及びその広がりは計り知れません。書くことのできなかった悲劇も多く、そのことにも思いをはせてくだされればと願うばかりです。

当然、菊池事件についても多角的に取り上げられており、F さんとの最後の面会者として、私は命のある限り関わってまいります。

この検証報告書は、ハンセン病療養所所在県のみならず、療養所に強制的に送り込んだ都道府県もバイブルとして活用し、検証していただきたいと切望いたします。

今や遅しと検証報告書の編纂を参考にしたいと待ち望みながら、本年 5 月 11 日に没した故谺(こだま)雄二氏の御霊にこの報告書を捧げたいと思います。

2014（平成 26）年 10 月

菊池恵楓園入所者自治会　会長　志村　康